

博物館の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の規定に基づく博物館の登録、私立博物館との関係及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 博物館法（以下「法」という。）及び博物館法施行規則（以下「施行規則」という。）に基づく次に掲げる事務は、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- (1) 法第11条の規定により博物館として登録すること。
- (2) 法第13条第3項（法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くこと。
- (3) 法第15条第1項の規定により登録事項の変更の届出を受理すること。
- (4) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をすること。
- (5) 法第16条の規定により定期報告を受理すること。
- (6) 法第17条の規定により運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めること。
- (7) 法第18条第1項の規定により勧告すること。
- (8) 法第18条第2項の規定により命令すること。
- (9) 法第19条第1項の規定により登録を取り消すこと。
- (10) 法第20条第1項の規定により廃止の届出を受理すること。
- (11) 法第20条第2項の規定により登録を抹消すること。
- (12) 法第29条第1項の規定により私立博物館に対し報告を求め、及び同条第2項の規定により私立博物館に対し指導又は助言を与えること。
- (13) 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定すること。
- (14) 法第31条第2項の規定により指定を取り消すこと。
- (15) 施行規則第25条の規定により指定要件を備えなくなつた旨の報告を受理すること。
- (16) 施行規則第26条の規定により指定要件に関し報告を求めること。

(登録申請書の様式等)

第3条 法第12条第1項の規定による登録申請書は、第1号様式とする。

- 2 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館資料目録（第2号様式）のほか、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針等とする。
- 3 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、職員名簿（第3号様式）のほか、学芸員の資格を証する書類等とする。
- 4 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第5号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要（第4号様式）のほか、博物館の配置図、平面図、立面図、周辺図等とする。
- 5 第1項の登録申請書には、前3項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(登録の審査方法)

第4条 教育長は、法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。

(登録事項の変更届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届出書（第5号様式）により行わなければならない。

(定期報告)

第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第6号様式）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書（第7号様式）により廃止した日から10日以内に行わなければならない。

（指定申請書の添付書類の内容等）

第7条 施行規則第23条第2項第1号に掲げる書類は、博物館の目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めた規則等とする。

2 施行規則第23条第2項第2号に定める施行規則第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証する書類は、それぞれ第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。

3 施行規則第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定要件欠如の報告）

第8条 施行規則第25条の規定による報告は、指定要件欠如報告書（第8号様式）により指定要件を備えなくなった日から10日以内に行わなければならない。

（公表）

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- （1） 法第11条の規定により博物館として登録したとき。
- （2） 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。
- （3） 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。
- （4） 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。
- （5） 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。
- （6） 法第31条第2項の規定により指定を取り消したとき。

（実施細目）

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（博物館の登録に関する規則の廃止）

2 博物館の登録に関する規則（昭和27年神奈川県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前になされた申請その他の手続で、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月22日教育委員会規則第10号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年9月30日教育委員会規則第21号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日教育委員会規則第21号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日教育委員会規則第20号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月25日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年2月14日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日教育委員会規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第2号様式

（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第3号様式

（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式

（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第5号様式

（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第6号様式

（第5条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第7号様式

（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第8号様式

（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）